



# 佐賀県公報

平成19年  
7月2日  
(月曜日)  
第 12924号

## 目 次

### 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

(三五二・地域福祉課)一  
(三五三・〃)一  
(三五四・〃)二

- 生活保護法に基づく医療機関の指定

(三五六・生産者支援課)二

- 生活保護法に基づく施術機関の指定

(三五六・会計課)二

- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調査の縦覧

(新産業課)三

- 証紙売りさばき人の指定

(都市計画課)六

- 可変偏光アンジュレータの製造及び据付けに係る一般競争入札

(まちづくり推進課)六

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(建築住宅課)六

- 一般国道四四四号佐賀福富道路の環境影響評価事後調査報告書

(道路課)七

- 平成十八年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況(用度管財課)七

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第三百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成十九年七月二日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	廢 止 年 月 日
医療法人深町眼科医院 医療法人芳生会和田内科・循環器科 形外科医院 医療法人紳志会百武整	佐賀市与賀町二番六九号 鳥栖市原古賀町一三三四番地八	平成一九・五・一 平成一九・四・一 平成一九・四・一 平成一九・四・一	平成一九・五・一 平成一九・四・一 平成一九・四・一 平成一九・四・一
小城市芦刈町三王崎一七五番地		"	"

みねこ皮ふ科クリニック	神埼郡吉野ヶ里町吉田二一五四番地三	平成一九・五・一〇
溝口医院	杵島郡白石町大字戸ヶ里一七八〇番地	平成一九・五・一
医療法人池田歯科医院	佐賀市新栄西一丁目二番四五号	平成一九・四・一
chie dental clinic	鳥栖市弥生が丘六丁目三三六番地	平成一九・五・三〇
光武歯科医院	武雄市武雄町大字武雄四〇五六番地一	平成一九・五・一
にしだ歯科医院	佐賀郡東与賀町大字飯盛二一一番地二	平成一九・五・七
内川薬局	佐賀市神野東四丁目一二番一〇号	平成一九・五・一
アルナ薬局神野店	佐賀市堀川町二番地	"
アルナ薬局北方店	武雄市北方町大字大崎一三一八番地一	"
らいふ薬局高木瀬店	佐賀市高木瀬東二丁目四番八号	"
らいふ薬局木原店	佐賀市木原二丁目一七番一〇号	"
らいふ薬局兵庫店	佐賀市巨瀬町修理田一二三六番地四	"
らいふ薬局唐津東町店	唐津市東町一九番地八	"
サンアイ薬局たけお店	武雄市武雄町大字武雄二〇〇五番地一	"

## ●佐賀県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十九年七月二日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一心堂整骨鍼灸院	武雄市山内町大字宮野一〇八一番地一	平成一九・六・一

## ●佐賀県告示第三百五十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月二日

佐賀県知事 古川 康

## 一 届出事項

加入区名	住 所	発 起 人	
小川島加入区	唐津市呼子町小川島一六二一五	氏 名	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
小川島加入区	唐津市呼子町小川島二三一	原田 博文	川添 隆明

## 二 指定漁船調書の縦覧

加入区名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
小川島加入区	公告の日から起算して十五日間	小川島漁業協同組合

## ●佐賀県告示第三百五十六号

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十二号）第十一條第一項の規定により、証紙売りさばき人の指定をした旨、通知があつた。

平成十九年七月二日

佐賀県知事 古川 康

売りやばき人の 氏名又は名称	売りやばき人の 住所	売りやばき所の位置	指定年月日
佐賀県農業協同組合 代表理事組合長 野口 好啓	佐賀市栄町1番1号	三養基郡みやき町大字東尾七三七の五番地 (みやき町役場内)	平成十九年六月四日
多久市長 横尾 俊彦	多久市北多久町大字小侍 字小侍七番地1	多久市北多久町大字小侍 七番地1 (多久市役所くらし都市 民生活課市民係窓口)	平成十九年六月十五日
玄海町長 岸本 英雄	東松浦郡玄海町大字諸浦 字諸浦三四八番地	東松浦郡玄海町大字諸浦 三四八番地 (玄海町役場 会計室)	平成十九年六月十八日
太良町長 岩島 正昭	藤津郡太良町大字多良一 番地六	藤津郡太良町大字多良一 番地六 (太良町役場内)	平成十九年六月十八日
嬉野市長 谷口太一郎	嬉野市塙田町大字馬場下甲一七六九 番地	嬉野市嬉野町大字下宿乙 一一八五番地 (嬉野市嬉野総合支所)	平成十九年六月十九日
唐津市職員互助会 会長 吉本 金壽	唐津市西城内一番 1号	唐津市西城内一番1号 (唐津市役所内)	平成十九年六月二十五日

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成21年3月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

- (1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定期

県有ビームラインBL4及びBL6の製造及び据付け等 一式 平成19

年7月頃

県有ビームラインBL4用実験装置の製造及び据付け等 一式 平成19  
年8月頃

- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成19年7月2日

3 収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 西 村 宏 之

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量

可変偏光アンジュレータの製造及び据付け等 一式

- (2) 調達物品の特質等

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

4 入札参加資格及び条件

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定

		9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法
(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。	(1) 場所	上記3の部局
(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。	(2) 期限	平成19年8月16日17時(必着)
5 入札参加資格を得るための申請の方法	(3) 提出方法	書留郵便とすること。
(1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県(以下「県」という。)所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。	10 持参による入札書の提出の場所及び期限	
(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話0952-25-7194 Email : youdokanzai@pref.saga.lg.jp	(1) 場所	佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟71号南会議室
(3) 申請書様式の入手先	(2) 期限	平成19年8月17日10時
上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ( <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a> )	11 開札の場所及び日時	
6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨	(1) 場所	上記10の(1)の場所
7 入札説明書の交付及び契約条項の提示	(2) 日時	平成19年8月17日10時
(1) 期間	12 入札保証金及び契約保証金	
平成19年8月3日まで	(1) 入札保証金	
(2) 場所	ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。	
8 入札者に求められる義務	イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。	
(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成19年8月3日16時までに上記3の部局に提出すること。	(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)	
(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。	(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価	

<p>(イ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額</p> <p>(ロ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証し、若しくは裏書をした手形　券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）</p> <p>(ハ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額</p> <p>(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額</p> <p>ウ　次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付等が免除される。</p> <p>(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の公用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>ア　契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの(ア)から(エ)までに掲げる価値の担保を供することができる。</p> <p>ウ　次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）</p>	<p>額）の10分の8以内で換算して得た金額</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の公用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の公用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p>
<p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないとあるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p>	<p>を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(イ) 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の公用の促進に関する法律第8条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないとあるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p>

15 この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 16 Summary

- (1) The nature and quantity of the products or services to be procured : The manufacture of the variable polarisation undulator,

1set

- (2) Delivery period : March 31, 2009

- (3) Delivery place : the place that will be appointed in "SAGA Light Source", 8-7, Yayoigaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan

- (4) Time limit for tender : 5:00p.m. August 16, 2007 by mail or 10:00a.m. August 17, 2007 by direct delivery

- (5) A contact point for the notice : New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga, 840-8570 Japan ; Tel.+81-952-25-7129

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則（昭和45年佐賀県規則第37号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成19年7月2日

佐賀県知事 古川康

1 開催の日時及び場所

日時 平成19年7月24日(火)午後7時から

場所 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所 6階第2会議室

- 2 公聴会において意見を聽こうとする都市計画案  
佐賀都市計画の変更

- 3 都市計画案の概要

(1) 変更の対象とする都市施設  
佐賀都市計画における道路

(2) 変更の対象とする道路

ア 佐賀都市計画道路3・3・2号環状東線  
イ 佐賀都市計画道路3・4・55号大財西中野線

(3) 変更の内容

ア 佐賀都市計画道路3・3・2号環状東線  
都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 佐賀市兵庫町大字西渕字三本柳  
イ 佐賀都市計画道路3・4・55号大財西中野線  
都市計画を定める土地の区域の変更

追加する部分 佐賀市兵庫町大字藤木字四本松  
削除する部分 佐賀市兵庫町大字藤木字三本松及び字四本松  
都市計画案の縦覧場所

佐賀県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀市役所都市政策課都市計画係で平成19年7月17日(火)まで縦覧に供します。

4 都市計画案の縦覧場所

5 公述の申出  
公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成19年7月17日(火)までに意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した書面（公述申出書）を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先

佐賀県土づくり本部まちづくり推進課

佐賀市城内一丁目1番59号（電話0952-25-7159）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月2日

佐賀県知事 古川 康					(1) 縦覧場所
指定番号 7	指定位置 三養基郡みやき町大字白壁字 金ノ原4385番236	指定年月日 平成19年 6月21日	幅員 (メートル) 5.00	延長 (メートル) 35.00	ア 佐賀県交通政策部道路課 イ 佐賀県佐賀土木事務所 ウ 佐賀県武雄土木事務所 エ 佐賀市建設部都市政策課 オ 小城市産業建設部建設課 カ 久保田町産業建設課 キ 白石町建設部工務課
指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。					
<b>佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第30条の規定により、一般国道444号佐賀福富道路の環境影響評価事後調査報告書を作成したので、同条例第31条の規定により次のとおり公表します。</b>					
平成19年7月2日					(2) 縦覧期間
佐賀県知事 古川 康					平成19年7月2日（月）から平成19年8月1日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は縦覧できません。
1 事業者の氏名及び住所 (1) 氏名 佐賀県知事 古川 康 (2) 住所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号					(3) 縦覧時間 8時30分から17時まで
2 対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名称 一般国道444号佐賀福富道路（有明海沿岸道路） (2) 種類 一般国道の改築 (3) 規模 路線延長 約10キロメートル					地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成18年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条例第3項の規定により公表する。
平成19年7月2日					佐賀県知事 古川 康
3 対象事業の実施区域 (自) 佐賀県佐賀市嘉瀬町 (至) 佐賀県杵島郡白石町福富（旧福富町福富）					1 事業実績 加入都道府県市区町村会員数 加入戸数 共済委託契約金額 火災共済掛金 被災戸数 火災共済給付金
4 関係区域の範囲 佐賀県佐賀市、小城市（旧小城郡芦刈町）、佐賀郡久保田町及び杵島郡白石町					709 843,001戸 7,511,809,878,000円 1,008,826,395円 460戸 393,510,652円
5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間					

購読料 一か年川1,110円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

特定給付金	15,350,690円
復興建築助成戸数	115戸
復興建築助成金	51,982,005円
住宅災害見舞戸数	2,789戸
住宅災害見舞金	41,973,000円
住宅防火施設整備補助会員数	107
住宅防火施設整備補助金	48,096,100円
<b>2 収支計算</b>	
(1) 収入	
火災共済掛金収入	1,008,826,395円
建物管理の部収入	44,055,982円
その他の収入	2,834,643,512円
当期収入合計(A)	3,887,525,889円
前期繰越収支差額	53,798,324円
収入合計(B)	3,941,324,213円
(2) 支出	
事業費	692,350,264円
管理費	153,486,282円
建物管理費	25,894,669円
特定預金等支出	2,466,757,940円
当期支出合計(C)	3,338,489,155円
当期収支差額(A)-(C)	549,036,734円
次期繰越収支差額(B)-(C)	602,835,058円

平成十九年七月一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷



古紙配合率100%再生紙を使用しています